

尾山謙二郎議員。

〔2番尾山謙二郎議員登壇〕

○2番（尾山謙二郎）皆様こんにちは。自民党新令和会の尾山謙二郎です。本日は質問の機会を頂きまして、ありがとうございます。

能登地震から始まって内政、外交、安全保障と、今、この国の大きな課題は山積であります。その多くが我々地域の人間に非常に密接に結びついた課題だというふうに感じております。国の方針に地域の我々の生活がのまれることがないように、しっかりと地域でいろんな議論をし、場合によっては国にしっかりといろんなことを働きかけていく、そんなことが必要かと思ひ、本日は6問の質問をさせていただきたいと思っております。

まず1つ目であります。働き方改革について御質問させていただきます。

日本の高度成長期を支えてきたのは、がむしゃらに働いてきた私たちの親世代の労働者の方々でした。労働時間が長い猛烈社員がもてはやされる一方で、特にバブル崩壊後は基本給を抑え、残業代で所得を増やすいびつな給与体系が定着し、長時間労働で働くことが是であるという労働観が広がってまいりました。

ところが、2013年、国連の社会権規約委員会が日本政府に対して長時間労働の是正に対する勧告を行ったことで、国際基準に照らし合わせると日本の労働時間の長さが突出していることが明らかになりました。そして2015年に、大手広告代理店の女性社員の方が長時間労働から来る過労で鬱病を発症し、自死に至るという大変痛ましい事件が発生し、長時間労働は重要な社会問題としての認知を高めることとなりました。

その後、二度とこのような犠牲者を出さないとの強い決意により、政府主導の下、働き方改革が進められてまいりました。そして、長時間労働を是とする労働慣習と決別し、ワーク・ライフ・バランスを重んじることで、より人間らしく人生を過ごすことを目的として、70年ぶりの労働法の大改正が行われました。これにより、労働者のウェルビーイングが高まることが期待されているところであります。

この働き方改革関連法は11の変更点から成りますが、その中で最も大きなインパクトがあるのが時間外労働の上限規制の導入です。従前の厚生労働大臣の告示、いわゆる行政指導による時間外労働の上限時間を改めて法律に定め、罰則規定を明確化し、その責を企業側に負わせるという制度へと転換を図ったものであります。

この法制化のきっかけは、さきにお示ししたとおり、将来ある若い女性の貴い命が失われたことであります。そこには長時間労働だけではなく、日本の労働環境が抱える複合的な問題が介在していると言われております。自らが意図した労働時間を超えて働かなければならない労働慣習、心身に変調を来す前に転職を可能とする柔軟性のある労働観、そして転職メカニズムなどの欠如であります。

このたびの改革で、本人の意図しない労働時間を強制されることが原則なくなりました。また、政府が推進するリスクリングを奨励する制度も少なからず整うことで、転職に対する柔軟な労働観とメカニズムを醸成しつつあります。

一方で、この法制化には幾つかの問題点があります。まずは長時間働きたい人が働けなくなったということです。厚労省が2019年に定めた働き方改革の定義には、「働き方改革とは、働く方々が、

個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革」とあります。個々の事情には当然経済的事情も含まれますが、少しでも多く稼がなければならないという事情を持った労働者が困惑する事態が起こっています。手取りベースで月収が10万円減ってしまって生活に支障があるという方も少なくありません。

また、D X化するための投資が困難であり、折からの人手不足の中、少ない労働者を最大限に活用することで生産性を維持してきた資本力の乏しい中小・小規模事業所の中には、労働倒産と向き合わなければならない経営者もたくさんいます。また、労働集約型産業のとりわけサービス業においてD X化の余地は少なく、労働生産性イコール労働時間というのが実態であります。業種、業態の持つ特性や事業所の規模などを勘案せず一律で進めるこの改革は、地域経済を支える中小・小規模事業所の体力と、そこに働く人たちの体力を確実に奪っていくでしょう。

この働き方改革は、一体誰のための改革なのでしょうか。ものづくりを行う資本力の強大な大企業と、十分な所得があり豊かな暮らしを送る労働者のための改革なのではないのでしょうか。

本来、どのように働くかというのは、本人の意思に基づいて決定され、それが最大限尊重されることが自由主義社会においては最も自然なことであり、大切にされることなのではないのでしょうか。頑張りたい人が頑張れる社会、そしてその頑張りが報われる社会、この仕組みがない社会は必ず活力が失われ、衰退の一途をたどるでしょう。

そこで、地域経済の担い手である中小・小規模事業所の健全な発

展のためにも、意欲のある働き手のためにも、働き方改革関連法の規制緩和を国に強く働きかけていただけないでしょうか。新田知事にその御所見を伺います。

2つ目であります。子供の政策について2つ御質問させていただきます。

1つ目、いじめに対する行政アプローチについてです。

我が県の学校におけるいじめの認知件数が増えています。令和4年度の我が県におけるいじめの認知件数は1,963件で、前年度に比べ400件余り増え、過去10年で最も多くなっています。特にSNSでの誹謗中傷などのネットを介したいじめが増加傾向にあり、このうち、いじめによる不登校などの重大事態は11件でありました。

先月末、県で行われたいじめ問題対策連絡会議において、会議の出席者からは、「重大事態が発生しているのに、学校の内部で処理をしてしまっている。検証をオープンに進めてほしい」などの重大事態の報告への対応を求める意見が出ていたと聞いています。それに対し県教育委員会では、「いじめ対策としてスクールカウンセラーのスーパーバイザーを派遣するなどの相談体制の充実を図る」としています。

私ごとではありますが、昨年、とあるいじめの重大事態に関わらせていただく機会がありました。その中で痛切に感じたのは、教育現場の最前線で生徒に関わる先生の多くが業務多忙により余裕がなく、気持ちがあってもいじめの案件に注力することが難しいという実態があるということです。

いじめは、生徒のその後の人生を大きく左右しかねないデリケートな案件であり、生徒自身の命に関わってくる場合もあります。そ

の防止と解決には、長い時間と強い情熱、そして専門的なアプローチが必要であります。しかし、残念ながら今の学校現場にそのマンパワーが不足しており、十分な対応ができていない状況です。

先日、我が会派で、大阪の寝屋川市が取り組んでいる、いじめゼロに向けた新アプローチ、いわゆる「寝屋川モデル」を視察してまいりました。寝屋川市で発生したいじめ事案は100%このモデルで解決済みという驚異的な実効力を持った仕組みであります。このモデルでは、教育委員会が行う従来の教育的アプローチに加え、市長部局に監察課といういじめ案件に専門的に取り組むチームを設けて、行政的アプローチを同時に行うものであります。

この行政的アプローチは、いじめを人権問題として捉え、人権を侵害する行為の即時停止を目的としており、教育委員会が行う教育的な指導による人間関係の再構築を目的としたアプローチとは一線を画するものであります。

学校の立場からすると、いじめている側もいじめられている側もともに大切な生徒であるため、調査と事実認定に細心の注意を払う必要があります、短期間での解決に結びつけることが困難であります。そのため、時間が経過することで、いじめが重大事態に発展するおそれがあります。

寝屋川モデルにおける行政的アプローチの手法は、監察課の専門チームが客観的な立場で介入することにより、早い段階で「加害生徒」、「被害生徒」という概念で人間関係を整理するなど、いじめの事実認定を最短距離で行うことが可能であり、重大事態へと発展する前に迅速に解決の道筋をつけることを実現しています。

いじめは重大な人権侵害です。ところが我が国の法律では、人の体を傷つけると傷害罪になりますが、人の心を傷つけても傷害罪にはなりません。体の傷は治りますが、心の傷は一生残ります。罪刑法定主義のはざままで苦しんでいる生徒やその家族が多くおられます。また、いじめが原因で失われる命があることは、社会として決して許容していいものではありません。

国は平成25年にいじめ防止対策推進法を施行し、その法律に従い、我が県でも富山県いじめ防止基本方針が策定され、教育現場におけるいじめ防止に取り組んでいるところですが、これらの枠組みには、いじめの定義と調査・報告の手法が示されているだけで、介入や解決の具体的な方法論の記述はありません。救わなくてはならない命が今この瞬間に目の前にあるのです。発生した事案に対しスピーディーに対応し、人権侵害がもたらす不幸な影響を最小化する仕組みがあるとなれば、導入しない手はありません。

寝屋川市は、人口約22万5,000人の中規模の基礎自治体であります。行政的アプローチの仕組みは、現場に近い市町村に設置することで機動力を発揮できます。ただし、小規模な自治体では個人の特定が容易に可能で、いじめ被害者である生徒やその家族がプライバシーの漏えいを恐れ、相談することをためらうことが考えられます。また、寝屋川モデルにおける監察課のマンパワーに求められる専門性や均質性などを考慮すると、基礎自治体ではなく県で主導していくことが望ましいと考えられます。

そこで、県における行政アプローチのための対策本部を設置し、県下の市町村と共に、その規模や実態に合わせた細やかな組織づくりを行うことにより、より効果を発揮できる仕組みづくりを実現で

きると考えます。

重ねて申し上げます。いじめは極めて卑劣な人権侵害であります。未来を担う子供たちが被害者、加害者のどちらにもならないよう、我々大人が愛情と強い決意を持って踏み込んだ対応を取ることが求められると考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

2つ目であります。中学校で使用する教科書の採択についてお尋ねいたします。

私は昨年度の9月と2月議会の予算特別委員会において、県下中学校で使用されている現行の教科書、歴史、公民について取り上げさせていただきました。その際に、現在採択され使用されている帝国書院の教科書と採択されていない育鵬社の教科書において、幾つかのテーマを両者がどのような視点で論じているかをお示しいたしました。

例えば、「戦後の我が国の平和に貢献したのは平和主義に基づく憲法9条である」と思想から論じる帝国書院、それに対し、「自衛隊とアメリカの軍事的なプレゼンスが我が国の平和を守ってきた」と実行力で論じる育鵬社。どちらの考えも間違っていないと思いますが、史実や状況を一つの視点で捉えているにすぎません。

将来、子供たちが国際社会で生き抜いていくためには、単純な一面からではなく、様々な角度から多面的に物事を捉える感性とスキルが必要なのではないでしょうか。現在子供たちが使用している教科書だけでは、その感性とスキルを育む上では問題があると考えます。

教科書の採択権限は、一義的には市教育委員会にあります。それに当たり、県教育委員会が指導や助言を行うことができるとされ

ています。その際に、県教育委員会からの諮問に対して教科用図書選定審議会が答申を行い、指導助言はその答申に基づくとされています。

そこで、適正な教科書採択に向けてどのような諮問を行っているのか、広島教育長にお尋ねをいたします。

4番目であります。人口減少社会における地域コミュニティの維持についてお尋ねいたします。

戦後、我が国の地域コミュニティは、自治会に始まり、民生委員、消防分団など、自助、共助の精神に基づく相互扶助により成り立ってまいりました。決して豊かとは言えない時代だったからこそ、互いに肩を寄せ合い、助け合うことで安心して暮らすことができたのです。

その後、高度経済成長を経て、我が国は豊かになり、成熟した社会へと変化をしてまいりました。国民の暮らしが豊かになり、価値観が多様化することで個と社会の関わり方も変わり、人と人が以前のように濃密に関わらなくても、おのおのの暮らしが成り立つようになってまいりました。

そのような中、伝統的な価値観で構成されてきた地域コミュニティは徐々に力を失い、次世代の担い手も不足する事態に陥っています。長期にわたり停滞してきた経済環境の下、自らの生計を立てることで精いっぱいの方がますます増え、善意に基づく任意で原則無償、かつ感謝をなかなかされにくくなった活動に、進んで身を投じたい人が減るのは止めようのないことなのではないでしょうか。

一方、自治会などの運営には改善すべき点も多く見られます。自治会は昭和の時代に発足したものがほとんどで、その組織や事業の

内容の多くは、多世代が同居し専業主婦がいる家庭、磯野家モデル、いわゆるサザエさんモデルを想定して決められています。長寿の祝い、児童会への補助、女性部の活動など、現代社会の家族構成に照らし合わせると、必ずしもそぐわないものもあります。

その傍ら、住民の自治会への加入率は低下傾向にあり、地方で8割から9割、都会では6割から7割とされています。加入率が5割を切るようなことになると、その存在価値も問われることになるでしょう。

我が県の人口も100万人を割り込む中で、地域コミュニティーを支える人材の不足にも目を向けていかなければなりません。新しい時代に適合した地域コミュニティーの形を示し、人や社会のお役に立ちたいという善意を大切にしながらも、組織の維持発展のためには、活動に対する金銭的な支援や税制控除などのインセンティブの付与など、抜本的な見直しが必要と考えます。

県におきましては、新田知事を本部長として、全ての部局長の幹部の皆様で人口未来構想本部を立ち上げ、年度内には新たな人口ビジョン案も作成されると伺っております。地域コミュニティーの維持に向けた議論もぜひ行っていただき、構想案にしっかりとしたビジョンをお示しいただきたいと存じます。人口未来構想本部の事務局長である田中地方創生局長にその意気込みをお伺いたします。

5つ目であります。県内におけるクレジットカードの不正利用についてです。

私ごとであります。最近、クレジットカードの不正利用で大変嫌な思いをいたしました。4月29日、アマゾンで4万円のアマゾンギフトカードが160万円分、私のクレジットカードで購入された

という通知をパソコンで発見いたしました。大変驚き、すぐにカード会社に連絡をし、カードの利用停止の措置を取ってもらうと同時に、アマゾンに連絡をして、身に覚えのない取引が私のクレジットカードを通して行われていることについて調査を依頼いたしました。

数日後、アマゾンからメールで返信があり、不正利用は確認できませんでしたという回答が来ました。その回答に納得のいかない私はアマゾンのカスタマーセンターに電話をいたしました。取引の不当性を改めて訴え、再調査を依頼いたしました。5日後にメールで届いたアマゾンの回答は、今回は調査の結果、不正利用が発見されたので、購入は全て取り消しますというものでありました。結果的には事なきを得たのですが、残念ながら私の今年のゴールデンウィークはあまり楽しくないものとなりました。

後から、それはフィッシングという手口であることが分かりました。金融機関、電力会社、宅配業者など様々な肩書を語り、巧妙な誘導でクレジットカードナンバーなどの個人情報を入力させ、不正利用で利益を得る手口であります。この数年間で激増しているということでもあります。問題は、それらのメールの内容がその会社のロゴなどを使用して本物と見間違ふような内容になっているということでもあります。ある程度の予備知識がなければ、簡単に引っかかってしまう可能性がある巧妙なわなであります。現状では自己責任で被害を防ぐことしか方法がないようですが、本当にそれでいいのでしょうか。

最新の調査によると、高齢者のスマートフォンの所有率は80代全般で6割超にもなっています。若い人でも簡単に引っかかってしまうこれらのわなに対する耐性は、高齢者においてはさらに低いも

のなのではないでしょうか。私は声を上げたことで実害を防げましたが、中には泣き寝入りをしてしまう方もおられることでしょう。社会としてこの卑劣なわなを野放しにすべきではないと考えます。

そこで、県内におけるフィッシング等のサイバー犯罪被害の実態と今後の防止に向けた取組の指針について、石井警察本部長にお尋ねをいたします。

最後であります。戦後80年の節目についてお尋ねをいたします。

来年2025年は終戦から80年という節目の年であります。この80年で、日本は戦後の悲惨な状況から立ち上がり、力強く発展を遂げ、我々の暮らしは豊かになりました。これもひとえに、先人の皆様方の並々ならぬ御努力のたまものであります。節目の年を迎えるに当たり、改めて心から敬意と感謝をささげたいと存じます。

さきの大戦で我々日本人は多くのものを失いました。再びあのような戦禍に見舞われないためにも、その悲惨さを後世に伝えていかなければなりません。

しかし、80年という時間の経過は確実に戦争を風化させています。遺族会、語る会などの会員の方々の高齢化も相まって、社会における戦争に対する意識が近年、急速に希薄化していると感じます。田中角栄元総理が、「戦争を知っているやつが活着している限り、日本は安全だ」と生前おっしゃったそうです。戦争は絶対に起こしてはいけません。戦争の先に失われるもの、犠牲になるもの、その損失は計り知れないものがあります。

富山県においては、新湊町中町——現射水市——をはじめ、富山市においても市街地の99.5%を焼き尽くし、被災された方、およそ11万人、亡くなられた方が2,700人を超え、地方都市の爆撃被

害としては人口比で最も多くの犠牲者を出した筆舌に尽くしがたい過去があります。

戦争が民衆の生活に及ぼす凄惨さを、色あせることなく後世に伝えていくことが、戦を起ささないための社会意識の醸成につながり、何よりも現世に生きる我々が取り組まなければならない課題だと思います。戦後80年に向けての取組について有賀厚生部長にお尋ねをして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（山本 徹）新田知事。

〔新田八朗知事登壇〕

○知事（新田八朗）尾山謙二郎議員の御質問にお答えします。

まず、働き方改革についての御質問にお答えします。

県内で働き、暮らす全ての方々のウェルビーイング向上を図るためには、長時間労働の削減や労働生産性の向上などを通じて多様な働き方を選択でき、健康で豊かに生きていける社会を実現する働き方改革を推進することが大切だと考えます。

こうした中で、2019年に施行された働き方改革関連法により時間外労働の上限規制が導入され、本年4月からは、猶予期間を経て、建設業、自動車運送業、医師にもこの規制が適用されたところです。

県としては、同法の趣旨をしっかりと受け止め、地域経済の担い手である中小・小規模事業所で働く方々が、長時間労働を削減しつつ、労働生産性を高め、収入を確保できる環境を整えることが重要であると認識しています。

このため、生産性向上に向けて、中小企業トランスフォーメーション補助金によるDX・GX推進支援、賃上げサポート補助金によ

る賃上げと設備投資への支援、リスクリング補助金拡充による人的投資への支援を積極的に推進してきました。併せて中小企業の労務費などの適切な価格転嫁の実現に向けた環境整備など、多角的な取組を展開しております。

これらの働き方改革や賃上げの取組が広く浸透し実を結ぶまでには、一定の時間を要すると認識をしております。議員御指摘の時間外労働の上限規制による収入の減少の問題についても、もうしばらく注視する必要があるかというふうに思います。

ただ、議員も経営者でもあられるというふうに理解しておりますが、長時間労働なのか、あるいは収入減少なのかという二項対立に陥ってはいけないというふうに思います。そこに最適な解を官民共に目指していければというふうに考えております。

次に、いじめの対応についての御質問にお答えします。

いじめに悩む子供や家族を学校外の立場からアプローチすることは、学校や教育委員会の取組と相まって、いじめの長期化、重大化の防止につながると考えます。

県のいじめなどの相談機関としては幾つかありますが、まず県総合教育センターでは、相談者と面談を行い、迅速に県立学校や市町村教育委員会に伝えるとともに、必要に応じてスクールカウンセラーを派遣しています。

また、次は知事部局の一部門ですが、児童相談所では、いじめ問題を含む家庭養育相談を行いまして、必要に応じて医療や福祉などの関係機関と連携して対応しています。さらに、子ども・若者総合相談センターでは、いじめや不登校などの子供や家族の不安に対し、一時的な受皿となって支援機関の紹介や助言などを行っています。

さらに、これら3つの相談機関と県警少年サポートセンターの4つの機関を集約して、令和7年度開設予定のこども総合サポートプラザ——まだ仮称ですけれども——では、各相談機関の強みを生かし、いじめ問題の背景にある複合的な問題を弁護士などの専門家に相談できる体制を整備します。そして、家庭や学校などに直接出向き、問題解決に向けた支援を行うことにしています。

今後さらに、市町村の首長の部局に対して議員御指摘の寝屋川市の事例も紹介をし、市町村とも連携しながら、いじめ問題に適切に対応していくことにしています。

また、こども総合サポートプラザの整備に当たっては、さきの2月議会で新令和会から御紹介のありました福岡県いじめレスキューセンターの事例も参考として、今後運営体制を確立していく上で検討の一環としてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（山本 徹）廣島教育長。

〔廣島伸一教育長登壇〕

○教育長（廣島伸一）私からは、県の教科用図書選定審議会に関する質問にお答えいたします。

議員からも御紹介ございましたが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、これには、県教育委員会は市町村の教育委員会が行う教科書採択に対し、適切な指導、助言、援助ができるとされております。また、これを行う場合は、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見を聞かなければならないとされておるところでございます。そして、この選定審議会の所掌事務を定めましたこの法律の施行令におきましては、選定審議会は、都道府県教育委員会

の諮問に応じ、市町村教育委員会が行う教科書の採択に関する事務について、3つございますが、1つは採択基準の作成、2つ目に選定に必要な資料の作成、3つ目にその他指導、助言または援助に関する重要事項等を調査審議し、必要と認めるときは都道府県教育委員会に建議すると規定されているところでございます。

こうした仕組みに基づきまして、これまで県教育委員会では、市町村教育委員会が児童生徒の実態、また地域の実情を踏まえ適切な教科書採択が行えますよう、採択基準と選定に必要な資料、この2点について県教科用図書選定審議会の意見を求めてきております。

諮問の内容でございますが、昨年度を例に取りますと、まず採択基準につきましては、教科書の採択権限の所在とか同一教科書の採択期間の規定など採択に関する法的事項、これが1つ目です。2つ目に教科用図書採択の公正確保の徹底などの、法定事項と運用事項の2項目につきまして、県教育委員会の案を付して意見を頂いております。

次に、選定に必要な資料になりますが、こちらのほうは、市町村教育委員会が教科書を採択するに当たり、より具体的な参考となるよう、対象となる全ての教科書について所見を取りまとめ、資料として作成いただくよう、審議会のほうに依頼しているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 徹）田中地方創生局長。

〔田中雅敏地方創生局長登壇〕

○地方創生局長（田中雅敏）私からは、地域コミュニティーの維持についての質問にお答えいたします。

地域コミュニティーの維持活性化は、住民主体の地域づくりを進めていく上でもその基盤となることから、非常に重要なものと認識しており、基礎自治体である市町村と共に、県としてもその活動を支援してきたところでございます。

一方、現在、人口減少や若者の割合が減少し続ける人口構成の大きな変化に加えまして、若年層における地域への関心やつながりの希薄化など様々な要因によりまして、地域コミュニティーの維持において重要な役割を担う自治会活動、消防分団、民生委員、さらには祭りなど、広範な活動分野で担い手不足が課題となっております。

このような中、本年4月に設置いたしました富山県人口未来構想本部におきましては、人口減少を抑制する対策に加えまして、人口減少下においても社会を維持していくための対策についても今後議論することとしております。

この人口未来構想本部における議論や、県議会はじめ皆様からの御意見を踏まえながら今後の施策を進めていくこととなりますが、市町村と連携協力して取り組むことや国へ要望していくことなども含めまして、人口減少下における地域コミュニティーの維持活性化に向けて、様々な観点から大胆な発想かつ部局横断で知恵を出しまして、これまでの視点にとらわれず新たな施策を生み出せるよう議論を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本 徹）石井警察本部長。

〔石井敬千警察本部長登壇〕

○警察本部長（石井敬千）私からは、フィッシングによるクレジットカードの不正利用についてお答えいたします。

クレジットカードの不正利用につきましては、日本クレジット協会によりますと、昨年の被害額は全国で約540億円と過去最多になっており、県警への相談についても、令和5年は195件、被害額2,500万円、本年は5月末現在の暫定値で107件、被害額約1,000万円と増加傾向にあります。

被害の多くはクレジットカード番号盗用によるもので、実在する企業、団体、官公庁を装うメール等でフィッシングサイトへ誘導され、カード番号などを盗み取られる事案も発生しております。

こうした情勢を踏まえて、警察庁では本年3月に、金融業界、電子商取引業界、法曹、学術、セキュリティー関係団体など、部外有識者から成る「キャッシュレス社会の安全・安心の確保に関する検討会」におきまして、被害に遭わない環境整備や警察の対処能力の向上など様々な対策——SMSの受信を拒否するであるとか電子商取引における本人認証を強化するなど、様々な対策を検討した報告書をまとめておりまして、こうした議論も踏まえて、県警としてもさらなる対策を推進する必要があると考えております。

具体的には、警察で把握したフィッシングサイトのURL情報を集約し、セキュリティー関連事業者などに提供して閲覧防止対策を推進するほか、個人向けにはメールやSMSに記載されたリンクをクリックしない、カード利用履歴を随時確認するなど、フィッシングの手口や対策を内容とする注意喚起を動画やメールで配信、サイバーセキュリティー研修会など各種会合を通じて関係機関・団体とも連携しながら実施しております。

今後とも、サイバー空間での手口が増えている特殊詐欺やSNS型投資、ロマンス詐欺の対策も併せて、本年度導入予定の安全・安

心アプリやデジタルサイネージなど様々な広報媒体を用いた注意喚起を継続するとともに、サイバー事案に関する全国統一の警察庁オンライン受付窓口、あるいは警察相談専用電話#9110などの相談方法の周知を図るなど、県民のディフェンス力を強化する取組を推進してまいります。

○議長（山本 徹）有賀厚生部長。

〔有賀玲子厚生部長登壇〕

○厚生部長（有賀玲子）戦後80周年の節目に向けた取組についてお答えいたします。

御指摘のとおり、悲惨な戦争の体験と記憶を風化させず、平和の尊さを次世代に語り継いでいくことが、私たちの重要な使命と考えております。

これまでも、昭和38年以来、毎年8月15日に県戦没者追悼式を継続開催し、さきの大戦で亡くなられた戦没者の御冥福をお祈りするほか、戦争の悲惨さを伝えていくため、戦後50年の平成7年から、戦時下の暮らしや富山大空襲に関する資料などを展示する戦時下の暮らし展の開催や、小中学校への戦争体験者による語り部派遣など、戦争体験談や平和への思いを語り伝える事業に取り組んでおります。

また、県遺族会からの要望を受け、戦後80年の節目に向けた整備として、戦争の悲惨さと平和の尊さのシンボルで次世代に伝える重要な施設である富山県忠霊塔について、昨年度は外壁等の改修を終え、今年度は駐車場の拡張整備を行っているところです。

戦後80年の節目となる来年度の戦時下の暮らし展の実施に向けまして、今年度はコロナ禍で中止していた語り部講演を復活し、来

年度には若い世代に対象を広げて実施することができないか等、開催方法の拡充を検討していきたいというふうに考えております。

今後とも戦争体験等を継承する事業に取り組み、戦争を二度と繰り返さないための社会意識の醸成に努めてまいります。

○議長（山本 徹）以上で尾山謙二郎議員の質問は終了しました。

暫時休憩いたします。

午前11時35分休憩

---